

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「法令の改正に伴い、その法令の条項を引用する条例の規定を整理する必要があるが生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること」について、次のとおり専決処分をする。

葉山町景観法施行条例の一部を改正する条例

（別 紙）

令和 8 年 8 月 21 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 号

葉山町景観法施行条例の一部を改正する条例

葉山町景観法施行条例（平成23年葉山町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町景観法施行条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

景観法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

景観法の一部改正により、景観法中の規定の位置の移動が生じるため、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

葉山町景観法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町景観法施行条例 平成23年 2 月10日条例第 1 号 (届出の適用除外) 第 7 条 法第16条第 8 項第12号の条例で定める行為は、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為とする。	○葉山町景観法施行条例 平成23年 2 月10日条例第 1 号 (届出の適用除外) 第 7 条 法第16条第 7 項第11号の条例で定める行為は、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為とする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。